

名古屋市教育委員会定例会

平成 29 年 3 月 27 日

午後 3 時 00 分

教育委員会室

議 事

- | | | |
|-------|----------|--|
| 日程 1 | 第 38 号議案 | 市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について |
| 日程 2 | 第 39 号議案 | 名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について |
| 日程 3 | 第 40 号議案 | 名古屋市学校事務センター規則案について |
| 日程 4 | 第 41 号議案 | 名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則案について |
| 日程 5 | 第 42 号議案 | 名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部を改正する規則案について |
| 日程 6 | 第 43 号議案 | 名古屋市立小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員等の職の設置に関する規則の一部を改正する規則案について |
| 日程 7 | 第 44 号議案 | 名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について |
| 日程 8 | 第 45 号議案 | 名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について |
| 日程 9 | 第 46 号議案 | 名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案について |
| 日程 10 | 第 47 号議案 | 名古屋市奨学金条例施行規則案について |
| 日程 11 | 第 48 号議案 | 名古屋市入学準備金条例施行規則の一部を改正する規則案について |
| 日程 12 | 第 49 号議案 | 名古屋市図書館館則の一部を改正する規則案について |
| 日程 13 | 第 50 号議案 | 名古屋市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則案について |
| 日程 14 | 第 51 号議案 | 名古屋市科学館条例施行規則の一部を改正する規則案について |
| 日程 15 | 第 52 号議案 | 名古屋市教育委員会における懲戒処分取扱方針の一部改正について |
| 日程 16 | 第 53 号議案 | 名古屋市立小学校の通学区域の変更について |

出席者

杉 崎 正 美 教育長
小 栗 成 男 委 員
野 田 敦 敬 委 員
梶 田 知 委 員
小 嶋 雅 代 委 員

教育次長始め、事務局員 24 名 ※傍聴者なし

(杉崎教育長)

ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

まず、組織に係る規則改正の議案であります、

日程第 1 第 38 号議案「市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」、
日程第 2 第 39 号議案「名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について」、
日程第 3 第 40 号議案「名古屋市学校事務センター規則案について」、
日程第 4 第 41 号議案「名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則案について」、
日程第 5 第 42 号議案「名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部を改正する規則案について」、
日程第 6 第 43 号議案「名古屋市立小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員等の職の設置に関する規則の一部を改正する規則案について」の 6 件を一括議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(五味澤総務課長)

第 38 号議案から第 43 号議案までにつきましては、平成 29 年度の事務局・公所の組織改正に伴う規則改正ですので、一括してご説明いたします。

日程第 1 第 38 号議案「市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」をご説明いたします。

この協議は、市長の権限に属する事務の一部の補助執行の範囲を変更することについて、教育委員会と市長との間で協議を行う必要がございますので、その内容についてお諮りするものでございます。

予算執行に関する権限は、本来市長の権限に属しておりますが、教育委員会関係の予算執行については、教育次長が補助執行することとなっております。

平成 23 年度から財政局に債権回収室（現在の債権管理推進室）が新設されたことに伴い、学事課で行っていた高等学校奨学金の滞納整理債権回収事務の一部が移管されましたが、当該事務が完了したことから、補助執行の範囲を変更するものでございます。実施日は、平成 29 年 4 月 1 日からでございます。

続きまして、日程第 2 第 39 号議案「名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案」をご説明いたします。

平成 29 年度の教育委員会事務局の組織改正に伴いまして、規定の整備を行うものでございます。組織改正の内容につきましては、平成 29 年 2 月 15 日の教育委員会で報告をいたしました。今回正式に規則として定めるものでございます。議案の最後に、参考として事務局の新機構図を添付いたしましたので、併せてご覧ください。

改正の内容は主に 2 点ございます。

1 点目は総務部にかかる組織改正についてでございます。

まず、県費負担教職員の権限移譲と学校事務センターの設置に伴い、学事課の分掌事務を変更いたします。

次に、児童生徒の学びの環境を整備することを目的として子ども応援委員会制度担当部に設置していた学校計画室を、今後は学校施設のみではなく教育委員会の所管する全施設を対象に、施設のあり方や配置、統合及び廃止に係る計画を所管する必要があることから、名称を教育環境計画室に変更し、総務部に属するものとします。併せて、主幹（学校規模の適正化等）を総務部に属するものとします。

2 点目は学校教育部の組織改正についてでございます。

まず、県費負担教職員の権限移譲と学校事務センターの設置に伴い、教職員課の分掌事務及び主幹（学校運営システム改革）の分担事項を変更するとともに、主幹（権限移譲）を廃止し、主幹（教職員定数・給与等）を新たに設置するものであります。

次に、生徒数の減少や施設の老朽化を見据えた市立高校の整備計画を策定する一方、平成 31 年完成予定の新教育館内に、市立高校に関わるグローバルエデュケーションセンター（仮称）、市立幼稚園に関わる幼児教育センター（仮称）の開設を計画していることから、主幹（高等学校・幼稚園教育）の分担事項を変更いたします。施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日からでございます。

続きまして、日程第 3 第 40 号議案「名古屋市学校事務センター規則案」をご説明いたします。

この規則は、平成 29 年度から県費負担教職員の給与の負担等が愛知県から名古屋市に移譲されることに伴い新たに発生する教職員の給与支払等の事務、学校用品の調達及び配分、学校間連携等の学校事務に係る支援業務及び学校事務執行体制の強化や学校事務職員の学校経営への参画など、学校事務職員がその役割を今以上に果たしていくための企画や学校・教員との協議・調整事務を行うため、平成 29 年度から学校事務センターを新設するものです。

この学校事務センターの場所は、北区役所と同一の建物を使用して開設し、学校教育部の所管となります。

組織につきましては、専任として所長 1 名、係長 2 名、主事 11 名の職員をおくほか、学校に配置されることとなる学校事務職の主査が学校事務センターの主査を兼務いたします。

学校事務センターの新設に伴い、学校事務支援センターを廃止するため、関係する規則の規定を整理するものでございます。施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日からでございます。

続きまして、日程第 4 第 41 号議案「名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則案」をご説明いたします。

この規則改正は、平成 29 年 4 月 1 日から中村図書館、富田図書館、緑図書館及び徳重図書館の管理を指定管理者に行わせることに伴い、図書館資料の選択等に関することを、中村図書館及び富田図書館にあっては中川図書館において、緑図書館及び徳重図書館にあっては瑞穂図書館において処理することとする等規定を整備するものでございます。施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日からでございます。

続きまして、日程第 5 第 42 号議案「名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部を改正する規則案」をご説明いたします。

この規則改正は、名古屋市職員定数条例の改正により、職員の定数に小学校、中学校及び特別支援学校の学校事務職員及び学校栄養職員が含まれることとなったことに伴い、当該職員の補職名を規定するものでございます。施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日からでございます。

日程第 6 第 43 号議案「名古屋市立小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員等の職の設置に関する規則の一部を改正する規則案」をご説明いたします。

この規則改正は、学校事務職員について、小学校及び中学校の学校事務の改善に係る企画、調整、指導等を行う職として主査を、特別支援学校の事務をつかさどる職として事務長を設置するとともに、総括事務長等の職を廃止することに伴い、規定の整備を行います。また、学校栄養職員について、主査等の職を廃止することに伴い、規定の整理を行います。施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日からでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありましたらお願いします。

特にご意見もないようですので、程第 1 第 38 号議案「市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」から日程第 6 第 43 号議案「名古屋市立小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員等の職の設置に関する規則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続いて、次は定員に関係する規則改正の議案でございます。日程第 7 第 44 号議案「名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について」、日程第 8 第 45 号議案「名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について」、日程第 9 第 46 号議案「名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案について」の 3 件を一括議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(五味澤総務課長)

第 44 号議案から第 46 号議案までにつきましては、学校の定員等に関する議案ですので、一括してご説明いたします。

日程第 7 第 44 号議案「名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案」をご説明いたします。

改正の内容は主に 2 点ございます。

1 点目は、名古屋商業高等学校に設置されている「国際経済科」を「グローバルビジネス科」に変更するものでございます。

これまでの国際経済科では、異文化交流や国際交流に重きを置いてきましたが、グローバルビジネス科への改編に伴い、グローバルなビジネス社会で活躍できる、より実践的なコミュニケーション能力とビジネススキルを身につける学科へと発展させるものでございます。

また今後は、グローバルビジネス科が牽引役となって、学校全体で国際交流活動を推進していきます。なお、現在の「国際経済科」の 1、2 年生は、「国際経済科」の生徒として卒業する予定でございます。

2 点目は、生徒の進級により学級数が増減することから、向陽高等学校始め 5 校（向陽・桜台・富田・名東・名古屋商業）の生徒定員を変更するものでございます。施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日からでございます。

続きまして、日程第 8 第 45 号議案「名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案」をご説明いたします。

この規則改正は、募集する学級数の変更や生徒の進級により学級数が増減することから、西養護学校始め 4 校（西・南・天白・守山）の高等部普通科の生徒定員を変更するものでございます。施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日からでございます。

続きまして、日程第 9 第 46 号議案「名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案」をご説明いたします。

この規則改正は、近年の入園児の状況等を勘案して、荒子幼稚園始め2園（荒子・神の倉）について、園児の定員及び学級数を変更するものでございます。施行期日は、平成29年4月1日からでございます。

よろしくご審議をお願いします。

（杉崎教育長）

説明が終わりましたので、ご意見等ございましたらお願いいたします。

特にご意見もないようですので、日程第7 第44号議案「名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について」から日程第9 第46号議案「名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

（各委員）

異議なし。

（杉崎教育長）

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続いて、教育費に係る規則改正の審議でございます。日程第10 第47号議案「名古屋市奨学金条例施行規則案について」、日程第11 第48号議案「名古屋市入学準備金条例施行規則の一部を改正する規則案について」、の2件を一括議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

（五味澤総務課長）

第47号議案と第48号議案につきましては、就学奨励に関する議案ですので、一括してご説明をいたします。

日程第10 第47号議案「名古屋市奨学金条例施行規則案」をご説明いたします。

この規則は、名古屋市奨学金条例の施行に関し、受給資格及び申請手続き等、必要な事項を定めるものでございます。

主な内容としまして、受給資格の判断の基準日を7月1日とし、受給資格の1つとして条例に規定されている「経済的理由により修学が困難である」者とは、市町村民税の所得割非課税世帯の者のうち、生活保護法による生業扶助等が行われていない者と定めます。施行期日は、平成29年4月1からでございます。

日程第11 第48号議案「名古屋市入学準備金条例施行規則の一部を改正する規則案」をご説明いたします。

この規則改正は、入学準備金の貸与人数が平成 17 年度の制度創設時と比較して 10 倍程度に増加しているなか、返還金にかかる未収債権が増加していることから、債権管理を確実に行うため、返還方法等を変更するものです。

改正内容としまして、返還期間を 10 年、返還額を、1 回目から 5 回目までの返還については 24,000 円、6 回目から 10 回目までの返還については 36,000 円とし、高等学校在学期間中の返還猶予制度を廃止いたします。施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日からでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見等ございましたらお願いします。

(野田委員)

中教審の答申でも子どもの貧困率はかなり指摘されておりますので、教育費については是非推進していただきたいなと思います。

それで質問なんですけど、まず第 47 号のほうは、きっと申請がかなり多いんじゃないかなと思うんですが、倍率的にはどのくらいの倍率になっていくのかというのが 1 点。

第 48 号では、なかなか上手く回収がいつてないという話ですけれども、どれくらいの率で回収できているのかという 2 点目です。

(土本学事課長)

まず奨学金のほうでございますが、29 年度予算では 1 年生に対して 1,000 名の予算を付けていただきました。対象としては、市町村民税の所得割非課税の世帯という事でございまして、その方が大体その方が 2,000 名いるということで想定されます。ですので、およそ二分の一の方を対象に支給をさせていただくものでございます。

続いてのお尋ねの入学準備金の回収についてでございますが、27 年度の実績で申し上げますと、当該年度にお返しいただく方については、14.5%の方が収入未済となっています。金額にしますと 737 万円ほどです。

過年度も過去に返していただいていない方について、引き続きお返しいただくように働きかけをいたしますが、かなり率が悪くですね、未済になっているのが 79.8%、金額にいたしますと 1,919 万円ほどになっております。

(野田委員)

回収するのは大変ですね。

(杉崎教育長)

最初の議案の倍率は 2 倍という事ですね、2,000 人の中から 1,000 人を。これは私立も公立も金額では差はつけてありますが、どのような形で支給するのでしょうか。

(土本学事課長)

県の制度で就学給付金というものがございまして、非課税の世帯の方全員に公立も私立も支給されます。その方々が 2,000 名認定されますので、その学校ごとにその人数を確認して、その半数の方を各学校からご推薦いただくというふうに考えております。

(小栗委員)

改正案によって今のその悪い状況ですね、未回収の分と言うのはどれくらいあがると見込みがあるんでしょうか、第 48 号議案ですが。

(土本学事課長)

回収率についてはいろいろと対策をしていて、率は徐々に上げているんですけども、この制度が平成 16 年度に始まりまして、最初は 35 人ほどのところから、今年度 340 人までの 12, 3 年の間にもものすごく対象者が増えたものですから、結局お返しいただく方もそれに伴って年々急激に増えています。金額の見込み額は率は少しづつ上げていても、絶対額がものすごい勢いで上がっているという想定をしているところであります。

(小栗委員)

例えば、43,000 円から 24,000 円、42,000 円から 36,000 円になって、回数は増えてその下がることによって支払えるのか、例えば 43,000 円という額が 24,000 円になって支払える確率が高くなるのか、もっと値段を下げて回数が何回でいいかと判断はどのように考えたらよろしいんでしょうか。

(土本学事課長)

まず、今回 7 回から 10 回に変更させていただいたのは、高校の間はご希望により今までは猶予を認めていました。希望を出されれば返さずに高校卒業後から 7 回にわたり返還いただきます。

ただ 3 年間そのままにしていますと、返さなくてもいいんじゃないかということをおられる方もいるんじゃないかということで、色々なところから指摘を

いただきまして、高校の間の猶予と言うのはやめたほうが良いのではないかと。あまり高額にお返しいただくのもいかがかということで、当初の 5 年間は月にしては 2,000 円、年 24,000 円というかたちでお返しいただく、残りの 5 年間は年 36,000 円、月にしては 3,000 円ということで、今までよりはやはり払いやすいのではないかな。

（梶田委員）

反論するようで申し訳ないんですけれども、現実、高校生で 24,000 円を払うというのは逆にプレッシャーになるのではないかなと、もしかしたらこのために。

親御さんが保証人になっているということで、親御さんが本来返すべきだというふうな意見もあるけれども、現実には 30 万を用意できなかった、こう言うは大変失礼だけど、親御さんで、それを支払義務者が生徒とすると、逆にお金を払わないことが結果的に退学をせざるをえなくなったりすると本末転倒ではないかなと。

せっかくちゃんと高校に行ってもらおうと思い貸したものが、1 年目からお金を返していかないといけないという、生徒にどんなプレッシャーか分かりませんが、退学せざるを得なくなってしまうという、そういう可能性もあるのではないかなと懸念するんですけれども、どうですか。

（土本学事課長）

今でも猶予の方は半分くらいご希望が出ています。ただ猶予の申請書すら出さずに返還もされない方もけっこうな割合でいらっしゃるって、何か正式な手続きもなかなかできないというご家庭がある中で、一定のコンタクトを取っていた方がその方のその後に大きな債務を抱えない、少しずつでも減らしておいてあげたほうがよろしいのではないかなというところを債権の回収事務をしている中で担当者とともに私どもは思っていたところです。たしかに高校生のうちの猶予というのは、それなりの意味があるかなと思っておりましたけれども、そういう形で、どうにか 2,000 円ずつの形だったら対応していただけるのではないかなということで金額の設定をさせていただいたものでございます。

（梶田委員）

これはこれでご意見を尊重させていただきますが、是非、この制度を導入して高校生が退学するとかそういうことをきちんと見守って、もしそういうことがあればまた変えていただくということをお願いさせていただきます。

(杉崎教育長)

これで一回はじめてみて、その様子や内容を検証するという事ですね。

他にご意見もないようですので、日程第 10 第 47 号議案「名古屋市奨学金条例施行規則案について」及び日程第 11 第 48 号議案「名古屋市入学準備金条例施行規則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続いて、指定管理に関する規則改正の議案であります、日程第 12 第 49 号議案「名古屋市図書館館則の一部を改正する規則案について」、日程第 13 第 50 号議案「名古屋市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則案について」の 2 件を一括議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(五味澤総務課長)

第 49 号議案と第 50 号議案につきましては、指定管理者制度の導入に関する議案ですので、一括してご説明いたします。

日程第 12 第 49 号議案「名古屋市図書館館則の一部を改正する規則案」をご説明いたします。

この規則の改正は、平成 29 年 4 月 1 日から中村図書館、富田図書館、緑図書館及び徳重図書館の管理を指定管理者に行わせることに伴い、図書館資料を亡失又は損傷したときに弁償の指示をする者を、中村図書館及び富田図書館にあっては中川図書館長、緑図書館及び徳重図書館にあっては瑞穂図書館長とする等規定を整備するものでございます。施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日からでございます。

続きまして、日程第 13 第 50 号議案「名古屋市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則案」をご説明いたします。

この規則の改正は、名古屋市生涯学習センター条例の一部改正により、平成 30 年 4 月 1 日から新たに中川生涯学習センター、港生涯学習センター、南生涯学習センター、分館を除く緑生涯学習センター及び天白生涯学習センターの管理を指定管理者に行わせることに伴い、規定を整備するものでございます。施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日からでございます。

よろしくご審議をお願いします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(杉崎教育長)

特にご意見もないようですので、日程第 12 第 49 号議案「名古屋市図書館館則の一部を改正する規則案について」及び日程第 13 第 50 号議案「名古屋市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、日程第 14 第 51 号議案「名古屋市科学館条例施行規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局から説明をお願いします。

(五味澤総務課長)

日程第 14 第 51 号議案「名古屋市科学館条例施行規則の一部を改正する規則案」をご説明いたします。

この規則改正は、教育委員会が特別の事由があると認めたときは、観覧料を後納とすることができることとするものです。

科学館においては、国の機関や財団法人等との連携事業を、例えば、サイエンスホールで行う講演会等でございますが、実施する際、実施団体が展示室を観覧する場合は観覧料を徴収しているところですが、実施団体の出納手続上の理由により観覧料を観覧当日に用意できず、展示室を観覧できない事例が発生しています。このような場合に、後納により観覧料の徴収を可能とするため、規定を整備いたします。施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日からでございます。

よろしくご審議をお願いします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、日程第 14 第 51 号議案「名古屋市科学館条例施行規則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続いて、日程第 15 第 52 号議案「名古屋市教育委員会における懲戒処分の方針の一部改正について」を議題といたしますので、事務局から説明をお願いします。

(五味澤総務課長)

日程第 15 議案第 52 号「名古屋市教育委員会における懲戒処分の方針の一部改正について」をご説明いたします。

今回の改正案は、懲戒処分の対象となる児童生徒等に対する非違行為を明確化するものでございます。

児童生徒に対して、性交、性交類似行為、性的な部位への直接の接触又は不適切な裸体若しくは下着姿等の撮影、隠し撮り等を含みますが、をした職員は、「免職」となることを明確にしたほか、児童生徒等に対して、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、痴漢、のぞき、その他のわいせつな行為をした職員は、「免職、停職、減給又は戒告」となることを明確化し、新たに定めます。

今回の取扱い方針の一部改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に発生した事案に適用いたします。

ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、日程第 15 第 52 号議案「名古屋市教育委員会における懲戒処分の方針の一部改正について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続いて、日程第 16 第 53 号議案「名古屋市立小学校の通学区域の変更について」を議題といたしますので、事務局から説明をお願いします。

(樋口学校計画室長)

第 53 号議案「名古屋市立小学校の通学区域の変更について」ご説明いたします。

本件は、緑区の平子小学校及び東丘小学校の通学区域を変更するものでございます。1 枚はねて参考図をご覧ください。

現在、平子小学校の通学区域となっております黄色に着色した部分を、東丘小学校の通学区域に変更しようとするものでございます。

この部分は、現在は人が住んでおらず、大部分が明願土地区画整理事業区域として隣接する東丘学区の一部と一体で整備されております。土地区画整理事業区域の大部分が東丘学区のため、今後土地が分譲され、人の居住が始まった後は、区域全体で東丘学区として活動することが考えられるため、地域から通学区域変更の要望があったものです。また、児童の通学においても、東丘小学校の方が近くにあり、変更することが適当であると判断いたしました。

なお、本件通学区域の変更に伴い、中学校についても左京山中学校区から東陵中学校区へ変更されることになります。

施行日につきましては、土地区画整理事業の換地処分及び町名町界整理は、平成 30 年頃に実施される予定とお聞きしておりますが、それまでの間に小中学生のいる世帯が転入してくる可能性がございますので、平成 29 年 4 月 1 日からとしたいと存じます。

また、現在、この地域には居住者はおりませんので、経過措置は設けることは考えておりません。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、日程第 16 第 53 号議案「名古屋市立小学校の通学区域の変更について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

これで、本日予定の案件は全て終了しました。

教育委員会定例会を終了します。

午後 3 時 33 分終了